

アイヌが求めるアイヌのための施策実施を

—アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ
施策推進法)の施行に関する提言—

2025 年 6 月 6 日

ラポロアイヌネイション

会長 丹野るみか

静内アイヌ協会

会長 高月 勉

日本政府は、現在、アイヌ施策推進法の施行後 5 年を経過したために、同法付則 9 条に基づいて同法の施行状況を検討しております。私たちは、この政府の検討に際し、同法の施行状況における問題点を指摘することによって、政府に対して、必要な措置を講ずることを提言するものです。

はじめに

アイヌ施策推進法は、アイヌ施策、すなわち、アイヌ文化の振興やそのための環境の整備を推進すること等をうたっている法律ですが、この 5 年間で、アイヌ文化が振興され、そのための環境基盤が整備されたと言えるでしょうか。

検討にあたっては 3 つの視点が重要です。

- < 1 > 「アイヌ文化」には、アイヌ語、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産だけでなく、法が自ら認めるようにアイヌにおいて継承されてきた生活様式も含むことです。(2 条 1 項)。アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会も、「文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体という」としています。(平成 21 年 7 月報告書 24 頁)。
- < 2 > 検討は、アイヌ施策推進法にあるアイヌ施策の検討にとどまらず、アイヌ施策の趣旨にそぐわない他の法制度の将来の改正へ向けての検討も不可欠なものです。
- < 3 > 検討に際しては、政府の基本方針(2019.9.6)にもあるように、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」における関連条項を参照することが重要です。

以上の視点に立ってアイヌ施策の施行状況を検討し、以下のとおり提言いたします。

提言１ 文化の振興には、生活様式としての生業を保障しなければなりません

アイヌ文化は、継承されてきた生活様式を含みます（２条１項）。

したがって、アイヌ文化の振興のためには、この継承されてきた生活様式を復活することが焦眉の課題といえるでしょう。生活様式とは「生き方」「暮らし方」を意味し、自然資源を使用、利用する生業が生活様式と言えます。

しかし、実際には経済活動を行う生業としての水産資源の利用、森林の利用が保障されていません。

例えば、アットウシ（attus）を作るためにオヒョウニレの皮を剥ぐ場合、伝統料理を作るために山菜を採集しようとする場合など、自分たちの私有地以外でこれらの産物を採取する場合には、現在は森林窃盗とされます（森林法１９７条）。

また、サケを河川で捕獲する場合には、水産資源保護法違反（同法４３条２号）となります。アイヌはサケを食糧としてだけでなく、衣服などの生活資料とし、歴史的には交易品としていました。サケはアイヌ語で sipe（シ・ペ：本当の食べ物）や kamuycep（カムイチェブ：神・魚）と呼ばれるように、アイヌ独自の精神的世界を作りあげてきました。このようなアイヌにとって重要なサケを自由に捕獲できないことは、アイヌ文化の振興に逆行するものです。

以上の、自然資源に対する使用や利用が制限ないし禁止されている実態は、アイヌ施策推進法の定めるアイヌ文化の振興になっていないことは明らかです。

また、先住民族の権利宣言２６条１項では、「先住民族は、自己が伝統的に所有し、占有し、又はその他の方法で使用し、又は取得した土地、領域及び資源に対する権利を有する」と定められ、現行のアイヌ施策の実施は、この条項を無視しており、基本方針に反してもいます。

以上から、アイヌ文化の振興のためには、アイヌが生業として自由に自然資源に対する使用や利用をすることが認められなければならない、この趣旨に反する法律はアイヌ文化振興のために早急な改正がなされなければなりません。

提言２ 交付金事業におけるアイヌ格差の是正及びアイヌ語教育の充実

アイヌ施策推進法は、地方自治体が行うアイヌ施策推進地域計画及び交付金の交付について規定しています。

しかし、同じようにアイヌが居住している地域でも、地域計画の作成を行う自治体と作成に消極的な市町村があり、それにより、地域格差やアイヌ間の格差が生じています。

アイヌ施策の推進にあたっては、北海道のすべての自治体においてアイヌ施策推進地域計画を作成することを義務付けるべきです。

さらに、アイヌ文化の核心はアイヌ語であるにも関わらず、現在のアイヌ施策ではアイヌ語の教育が全く不十分と言わざるを得ません。そこで、アイヌの人たちのためのアイヌ語教育を柱としたアイヌ施策推進地域計画の作成をアイヌが居住する地方自治体に義務付けるべきです。

提言3 地域のアイヌ集団の意思を尊重したアイヌ遺骨返還ガイドラインへの見直しが必要です

現在、白老町の民族共生象徴空間の慰霊施設に保管されているアイヌ遺骨は、合計 1651 体（大学から 1601 体、博物館から 46 体、海外から 4 体）にのびります。

この慰霊施設を管理する国土交通省は、「慰霊施設において管理するアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要領」（いわゆる「アイヌ遺骨返還ガイドライン」。以下「要領」という）を定めています。

この要領では、「地域返還を希望する団体」が申請した場合には、国土交通省がその団体が適切な者であるかどうかを確認するとしています。その際、適格者は、アイヌ集団に限らず、メンバーの 1 人以上が「縁のある者」であればよいとされています。

また、適格者かどうかを判断するにあたっては、返還後に納骨又は埋葬の予定場所を確保しているかどうか、火葬を予定しているかどうか、祭祀供養を予定しているかなど、祭祀供養方法についてまで、国が判断します。こうした要件を課すことは、アイヌ団体に申請を躊躇させる恐れがあります。

先住民族の権利宣言 12 条は、「先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ」る権利、「儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利」を規定しています。

国が遺骨返還主体の適格性を判断することは、アイヌ集団の遺骨返還に対する権利をないがしろにするものです。また、返還後の祭祀供養方法まで確認して、返還の是非を決定することは、アイヌ集団の「精神的、宗教的伝統や慣習」を無視するものであり、アイヌに承継されてきた生活様式としてのアイヌ文化を否定するものです。

以上から、要領に基づく遺骨等の返還を中止し、アイヌ集団の意思に従ったアイヌ集団への遺骨等の返還に改めなければなりません。

提言4 アイヌ民族の祖先に関わる文化財や埋蔵文化財等をアイヌ文化遺産として保護し、アイヌ自らが管理できる必要があります

先住民族の権利宣言 11 条 1 項では、「先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利」を有し、「これには、考古学的及び歴史的な場所、工芸品、意匠、儀式、技術並びに視覚的及び舞台的芸術並びに文学のような、自己の文化の過去、現在及び未来の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利が含まれる」としています。

しかし、現行の文化財保護法は、歴史上、学術上等の価値が高いものだけを文化財とし、アイヌの祖先に関わる考古学的及び歴史的な場所を保護する条項等はありません。

例えば、現存するチャシを含む周辺一帯の土地やサケ漁を営んでいた河川流域、遺骨を埋葬していたアイヌ墓地一帯の地形や生活領域全体、等々が文化的景観としてアイヌ文化遺産として保存され、かつアイヌ集団によって将来においても利用（再活性化）できる保障が必要となります。

アイヌ文化の振興のためには、現行の文化財保護法を改正し、アイヌ民族の祖先に関わる文化財や埋蔵文化財等を「アイヌ文化遺産」として保護し、アイヌ自らが管理できる必要があります。

先住民族の権利宣言 31 条では、先住民族が自らの文化遺産等を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有し、国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとると規定されています。

現行法では、地方の文化財の管理等の権限は自治体の教育委員会に委ねられています。したがって、当面の間、自治体の教育委員会や地方文化財保護審議会のメンバーにアイヌを参加させることにより、「アイヌ遺産」を管理、保護すべきものと考えます。

また、社会教育法 15 条 2 項により社会教育委員にアイヌの人を委嘱するべきと考えます。

提言5 各地の博物館の整備が必要です

日本全国に多くの博物館が存在しますが、北海道の博物館でさえ「アイヌ関係」の展示は、儀式用の祭具やチセ、生活品の展示にとどまり、現在を生きるアイヌ文化としてのアイヌの生活や権利の状況（承継されてきた生活様式としての生業が認められていない事実等）が示されていません。

民族共生象徴空間のウポポイでも、アイヌの歴史は一つの壁の一面に掲示されているにすぎず、儀式・衣装・刺繍など各地域のコタンの文化・風習の差異が無視され、画一的な展示がなされています。

アイヌ文化の振興のためには、先住民族の権利宣言 11 条 1 項、31 条 1 項の趣旨を生かし、このような全国の博物館の内容を整備し、アイヌ施策推進法の趣旨に沿ったアイヌ文化についての説明が不可欠です。

アイヌ文化は、展示されるものではなく、アイヌ集団が、「自己の文化の過去、現在及び未来の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利」を有するものであることを忘れてはなりません。

以上の点を踏まえ、まずは博物館法 23 条～25 条条の博物館協議会の委員にアイヌの人を任命し、次に抜本的な博物館の整備を求めます。

提言 6 全国の公教育においてアイヌの歴史及び歴史を踏まえた科目内容を必修とする

現在、北海道内の公教育でアイヌについての副読本が配布されていますが、十分に活用されているとはいえません。副読本の内容について教師が積極的に正しく教えることができない必要があります。

特に、現在の公教育における歴史の授業は、和人の歴史観に基づき、時代区分も和人の文化に基づく区分となっています。和人の歴史とアイヌの歴史を併記した「日本史」教育はアイヌ文化の施策として不可欠のものです。

また、歴史教育以外でも、アイヌ文学の教育、江戸時代におけるアイヌの支配領域を明らかにした地理教育、多民族国家であることを明確にした公民科（公共、倫理、政治経済等）を北海道内だけでなく、全国で必修の学習内容とする必要があります。

このような文化の振興によって、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活し、またその誇りが尊重される社会の実現が可能になります。

提言 7 アイヌに対する差別的言動を根絶するための方策を早急に取り組むことが必要です

アイヌ施策推進法 4 条は、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。

しかし、アイヌの人たちからは、非アイヌの人からアイヌを著しく侮辱する言動やアイヌ文化の価値を否定するような言動を受けたことが報告されています（アイヌ政策推進会議（第15回）議事録 [gijigaiyou.pdf](#)）。

日本政府は、ジェンダー平等をはじめ平等意識に欠如するといわざるを得ない政策が長年にわたり続いているという事実を忘れてはなりません。

アイヌ文化の振興に当たって、アイヌに対する差別的言動を根絶するための方策を早急に取り組む必要があります。

日本弁護士連合会は2023年4月14日、「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を取りまとめ、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長、全国知事会、全国市長会及び全国町村会宛てに提出しています。この意見書では、ヘイトスピーチの定義や要件を明確にし、過料という制裁金制度も求めています。

この意見書に沿った法律の制定が強く望まれます。

以上